| サッシの種類 | ガラスの仕様 |
|---|---|
| 23ミリメートル以上のガラス厚さに対応可能なサッシ | ３ミリメートルの厚みを有する単板ガラス３枚を組み合わせたものであって、各々のガラスの間隙が７ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したもの |
| 15ミリメートル以上23ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ | ３ミリメートルの厚みを有する単板ガラス２枚を組み合わせたものであって、ガラスの間隙が12ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したもの |
| 15ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ | ３ミリメートルの厚みを有する単板ガラス |

⑵　Ｓ：サッシが構成する窓の面積（単位　平方メートル）

サッシが構成する窓の面積は、ＪＩＳ　Ａ2102（2011）に規定する窓面積とする。

３－２　同一シリーズのサッシを用いた熱損失防止性能の算定方法

⑴　３－１の算出方法のほか、１の熱損失防止性能は、同一シリーズのサッシのうち次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄の代表的な窓サイズのものを３－１⑴の方法により熱貫流率の測定又は算出を行い、当該熱貫流率の値からサッシが構成する窓の面積を変数とした熱貫流率の累乗近似式を求め、当該近似式に３－１⑵の方法により求めたサッシが構成する窓の面積を代入することにより算出した単位温度差当たりの熱損失量とすることを認める。

| 区分 | 代表的な窓サイズ |
|---|---|
| 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ | 幅405ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ、幅780ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅730ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ |
| 片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ | 幅780ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ、幅1,690ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ2,030ミリメートルのサイズ |
| 固定窓に用いられるサッシ | 幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ、幅640ミリメートル、高さ1,830ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ |
| すべり出し窓に用いられるサッシ | 幅405ミリメートル、高さ570ミリメートルのサイズ、幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ |
| たてすべり出し窓に用いられるサッシ | 幅300ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ、幅300ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ |

⑵　⑴の場合において「同一シリーズのサッシ」とは、同一の構造及び材質で構成されるサッシをいう。ただし、次の軽微な相違については、同一の構造及び材質と見なすものとする。

イ　補強材の追加、アスペクト比の変更等サイズの変更に伴う強度確保のための構造及び材質の軽微な相違

ロ　装着部品（留め具、端部安全キャップ、ガスケット、ハンドル、動作金具等）の軽微な相違

ハ　サッシの躯体への取付部（ねじ孔の位置等）に関する軽微な相違

ニ　被覆材（表面処理コーティングを含む。）の相違

ホ　その他断熱性能の推定に大きな影響を与えない軽微な構造及び材質の相違

**附　則**

この告示は、平成二十六年十一月三十日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十九年三月一日から施行する。

## ○経済産業省告示第二百三十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の三第一項及び第八十一条の四の規定に基づき、複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

### 複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準

１　判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の２第３号に規定する複層ガラス（以下「複層ガラス」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（平成34年４月１日に始まり平成35年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複層ガラスの熱損失防止性能（３に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を出荷面積により加重平均した数値が、次の表の左欄に掲げる中空層の厚さに応じて定められる右欄に掲げる基準熱損失防止性能（中空層の厚さが２㎜以上16㎜以下の複層ガラスにあっては、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷面積により加重平均した数値を上回らないようにすること。

| 中空層の厚さ | 基準熱損失防止性能又はその算定式 |
|---|---|
| ２㎜未満 | 3.85 |
| ２㎜以上16㎜以下 | Ｕ＝－1.00ln（Ｘ）＋4.55 |
| 16㎜超 | 1.77 |

備考１　「中空層の厚さ」とは、並置した板ガラス等の間に生じる間隙（以下「中空層」という。）の距離とする。この場合において、一枚の複層ガラスに複数の中空層を有するときは、当該中空層の距離の総和とする。

２　Ｕ及びＸは、次の数値を表すものとする。

Ｕ：基準熱損失防止性能（単位　ワット毎平方メートル毎ケルビン）

Ｘ：中空層の厚さ（単位　ミリメートル）

３　lnは自然対数を表すものとする。

２　表示事項等

２－１　表示事項

複層ガラスの熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名又は形名

ロ　熱損失防止性能

ハ　熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

⑴　２－１のロに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第６第３号下欄に掲げる数値を有効数字２桁以上で表示すること。

⑵　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又は複層ガラスの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。